

金属屑業条例の一部改正の概要について

1 改正の趣旨

条例の点検・見直しに伴い、金属屑業条例について、帳簿整理方法、県外業者に対する届出の規定等の見直しを行ったもの。

2 主な改正の内容

(1) 対象営業の見直し（条例第2条第2項関係）

金属くず類の買受けを行わず、金属くず類を売却することのみを行う営業の場合は届出対象から除外する。

(2) 届済証（条例第6条第2項関係）

条例第3条及び第4条の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、14日以内（変更事項が登記に関するときは20日以内）に公安委員会に届け出なければならない。

(3) 届済証の携帯等（条例第8条第1項、第2項関係）

業者及び従業員は、行商をするときは届済証を携帯しなければならない。

業者及び行商する従業員は、取引の相手方から届済証の提示を求められたときは、届済証を提示するものとする。

(4) 木札に関する規定の廃止（条例第9条関係）

営業所の見やすい場所に営業の届出をしたことを証する木札を掲げなければいけなかったが、木札に関する規定を廃止する。

(5) 帳簿に関する規定の整備（条例第12条関係）

取引の記録は、現行、定められた様式による帳簿への記載しか認められていないところ、電磁的記録等による記録も認める。

帳簿（電磁的記録も含む）等は、最終の記載した日から3年間営業所に備え付け、または電磁的方法による記録をした日から、3年間営業所において、直ちに書面に表示することができるように保存しておかなければならない。

営業所以外の場所での取引の際の帳簿の携帯義務や帳簿の廃棄時の承認制度等は廃止する。

(6) 県外業者にかかる届出規定の整備（条例第15条関係）

県外に営業所を有する者が、県内において金属くず業を営もうとする場合は、その都度、営業地域を管轄する警察署にそれぞれ届出をしなければいけないところ、これを、主たる営業地域を管轄する警察署への届出だけで、県内全域での営業が可能とする。

3 施行期日

令和6年6月1日

4 経過措置

- (1) この条例の施行の際現にこの条例による改正前の金属屑業条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定により交付されている届済証は、この条例による改正後の条例第6条第1項の規定により交付を受けた届済証とみなす。
- (2) 旧条例の規定により、検印を受けている木札の検印の消除は、なお従前の例による。
- (3) 旧条例の規定による県外業者届済証の交付、届出、再交付並びに返納については、なお従前の例による。
- (4) この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用は、なお従前の例による。